

東 北 自 動 車 道

R 9 北 上 管 内 舗 装 補 修 工 事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 0 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
北 上 管 理 事 務 所

目 次

頁

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 間接工事費の変更	1
4. 材料調達に伴う変更	3
5. カーボンニュートラル推進工事	3
6. 配置技術者について	5
7. 工事用地等に関する事項	5
8. 自工区外盛土場に関する事項	5
9. 関連施設その他との関係	6
10. 作業日及び作業期間に関する事項	7
11. 関連工事に関する事項	9
12. 工程表及び履行報告に関する事項	10
13. 貸与品に関する事項	11
14. 残存物件に関する事項	11
15. 保安に関する事項	12
16. 環境保全に関する事項	14
17. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	14
18. 部分使用に関する事項	16
19. 現場環境改善に関する事項	16
20. 工事用プレートに関する事項	17
21. 三者協議会に関する事項	17
22. 設計変更ガイドラインの活用について	18
23. 工事変更等検討会の設置について	18
24. 工事に関する共通事項	18
25. 工事細部に関する事項	23
26. 補足事項	44

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－２ 別添	変更間接工事費計画書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４	材料調達変更計画書の提出について
様式－４ 別添	材料調達変更計画書
様式－５	材料調達実績報告書の提出について
様式－６－１	カーボンニュートラル施工計画書（契約締結後）
様式－６－２	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時）
様式－７	工程表
様式－８	工事履行報告
様式－９	残存物件調書
様式－１０	再生資材供給可能量の照会について
様式－１１	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－１２	工事記録情報 完了届
別添－１	東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事 三者協議会協定書（案）
別添－２	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－３	施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事名 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

1-2 道路名 東北自動車道
秋田自動車道
釜石自動車道

1-3 工事箇所

東北自動車道	(自) 宮城県 栗原市 金成	(若柳金成 I C)
	緯度 38° 47' 40"	経度 141° 05' 00"
	(至) 岩手県 花巻市 大畑	(花巻 I C)
	緯度 39° 26' 40"	経度 141° 06' 30"
秋田自動車道	(自) 岩手県 北上市 鬼柳町	(北上 J C T)
	緯度 39° 16' 30"	経度 141° 04' 40"
	(至) 岩手県 和賀郡 西和賀町大渡	(湯田 I C)
	緯度 39° 18' 50"	経度 140° 44' 50"
釜石自動車道	(自) 岩手県 花巻市 西宮野目	(花巻 J C T)
	緯度 39° 25' 20"	経度 141° 06' 10"
	(至) 岩手県 花巻市 東和町	(東和 I C)
	緯度 39° 22' 60"	経度 141° 13' 10"

1-4 施工内容

施工延長 (本線)	5. 0 km・車線
舗装面積 (本線・駐車場)	2 1. 0 千m ²

1-5 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

【一般交通影響あり (1)】

- ・ 2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ断面交通量が 5, 0 0 0 台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事 (常時全面通行止めの場合は含まない)
- ・ 市街地部 (D I D 地区及びこれに準ずる地区) が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和 8 年 7 月版とする。

3. 間接工事費の変更

3-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、工事実施にあたって不足する技

術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

3-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書3-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

(2) 監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。
- (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

３－７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

３－８ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

４．材料調達に伴う変更

４－１ 対象となる資材等

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。骨材、土砂、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－４）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－５）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	クラッシャーランＣ４０	北上市
	再生クラッシャーラン４０	

４－２ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

５．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

5-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-6-2）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

5-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は競争参加申請時に取り組むとした内容の他に更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-6-1）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

5-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 発注者が費用を計上していない取り組み
- (4) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

5-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「5-1」及び「5-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「5-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「5-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

5-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第 19, 20 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

5-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

6. 配置技術者について

6-1 配置技術者の経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

6-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

東北自動車道 若柳金成 I C から花巻 I C を通過する市町村及び隣接する市町村

秋田自動車道 北上 J C T から湯田 I C を通過する市町村及び隣接する市町村

釜石自動車道 花巻 J C T から東和 I C を通過する市町村及び隣接する市町村

7. 工事用地等に関する事項

7-1 作業基地

受注者は下記の敷地について工事用機械の作業基地として無償で使用するものとする。

なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

また、当該箇所の使用については、他工事との調整が必要になる場合がある。

所在地	使用可能面積	使用可能期間
岩手県一関市赤萩（一関 I C 内）	約 4 0 0 m ²	工事期間中 (冬期休止期間を除く)
岩手県北上市相去町（北上金ヶ崎 I C 内）	約 4 0 0 m ²	
岩手県花巻市南万丁目（花巻南 I C 内）	約 1 5 0 m ²	
岩手県北上市和賀町（北上西 I C 内）	約 4 0 0 m ²	
岩手県花巻市東和町（東和 I C 内）	約 4 0 0 m ²	

8. 自工区外盛土場に関する事項

8-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は、北上江釣子 I C 駐車場の「位置図」に示す箇所とし、その名称及び盛土可能量は、下表のとおりとする。

番号	名称	当該工事盛土可能量	摘要
1	釜石自動車道 矢沢盛土場	約 1, 5 0 0 m ³	釜石自動車道（5. 8 K P 付近） C - B o x 東和 - 1 7

8-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区内盛土場を共同使用する場合がありますので、共同使用する関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	東北自動車道 R 7 北上管内舗装補修工事	前田道路㈱	

8-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち、搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

8-4 補償費等

位置図に示す自工区外盛土場の補償費等は無償とする。

8-5 完了確認

受注者は盛土完了後、監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

8-6 自工区外盛土場の変更

盛土箇所を変更する必要が生じ、監督員が必要と認めてこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

9. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路名及び位置	管理者名	摘要
市道 小林中央環状線	花巻市	
県道 296号花巻空港インター線	岩手県県南広域振興局 土木センター	花巻空港 I C 料金所外広場

(2) 規制関係

道路名及び位置	管理者名	摘要
東北自動車道 一関 I C～花巻 I C 秋田自動車道 北上 J C T～湯田 I C 釜石自動車道 花巻 J C T～東和 I C	岩手県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	
県道 296号花巻空港インター線	岩手県花巻警察署	花巻空港 I C 料金所外広場

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
東北自動車道 (上下線) 路肩部及び車線部	光通信ケーブル	KDD I (株) 当社	埋設及び添架
	メタル通信・電源ケーブル	当社	
秋田自動車道 (上下線) 路肩部及び車線部	光通信ケーブル	KDD I (株) 当社	埋設及び添架
	メタル通信・電源ケーブル	当社	
釜石自動車道 (上下線) 路肩部及び車線部	メタル通信・電源ケーブル	当社	埋設
北上江釣子 I C 駐車場部	光通信ケーブル	KDD I (株) 当社	埋設
	メタル通信・電源ケーブル	当社	
	N T T 回線	N T T 東日本	
	水道管	当社	

(4) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

10. 作業日及び作業期間に関する事項

10-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

(1) 交通繁忙期間

期間	日数	区間	摘要
毎年 4 月下旬～ 5 月上旬	約10日間	全施工区間	ゴールデンウィーク
毎年 8 月上旬～ 8 月中旬	約10日間		夏期混雑期
毎年12月下旬～ 1 月上旬	約10日間		年末年始

(2) 床版取替工事における本線対面通行期間

期間	区間	摘要
令和 9 年 5 月中旬～令和 9 年 7 月下旬	東北自動車道 北上金ヶ崎 I C～北上江釣子 I C	和賀川橋 (下り線)

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

10-2 冬期休止期間

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定による他、11月16日から翌年3月31日までの期間は冬期休止期間として、現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は事前にその理由と施工計画書を監督員に連絡しなければならない。

なお、上記の確認を得て冬期休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者との協議して定めるものとする。

10-3 夜間作業

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、夜間作業を実施する場合は、共通仕様書 1-19-4 「週間工程表」に規定する週間工程表に夜間作業となる日を記載し、監督員に確認を得なければならない。

10-4 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	摘要
上下	東北自動車道 一関IC～花巻IC	終日可能	

10-5 通行止め

下表に示すとおり通行止め規制を予定している。なお、通行止め時期、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。可能時間帯は表中に示す時間内とする。

(1) 秋田自動車道

上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め 規制可能時間帯 (施工可能時間帯)	摘要
上下	北上JCT～北上西IC	令和 9年 10月	2回	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)	

(2) 釜石自動車道

上 下 別	施工区間	予定時期	回数	通行止め 規制可能時間帯 (施工可能時間帯)	摘 要
上	花巻 J C T～花巻空港 I C	令和 9年 9月	3 回	20：00～翌6：00	
下	花巻空港 I C～東和 I C		4 回	(21：00～翌5：00)	

※上表の通行止め・ランプ閉鎖可能時間帯の（ ）内の時間は、施工可能時間を示す。

なお、高速道路等の通行止め・ランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め・ランプ閉鎖に伴う本線、I C、J C Tの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。

10-6 工期に関する事項

10-6-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

11. 関連工事に関する事項

11-1 関連工事

契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工 事 名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全工事業務 ・通信施設保全管理業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング

工 事 名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
東北自動車道 R 7 北上管内舗装補修工事	交通規制調整 工程調整	令和7年5月15日～ 令和9年10月1日	当社	前田道路(株)
東北自動車道 R 7 北上管内遮音壁工事	交通規制調整 工程調整	令和7年5月17日～ 令和8年11月7日	当社	(株)神奈川フェ ンス土木
東北自動車道 和賀川橋床版取替工事	交通規制調整 工程調整	令和6年5月23日～ 令和10年7月30日	当社	(株)熊谷組・(株)ガ イアートJV
東北支社管内 E T C設備増設工事	交通規制調整 工程調整	令和6年4月24日～ 令和12年1月22日	当社	(株)関電工
東北支社管内 伝送設備改造工事	交通規制調整 工程調整	令和7年9月18日～ 令和9年2月20日	当社	富士通(株)
東北自動車道 R 9 北上管内のり面補強工事（仮称）	交通規制調整 工程調整	未定	当社	未定
東北自動車道 松ノ木沢橋他1橋 補修工事（仮称）	交通規制調整 工程調整	未定	当社	未定

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に北上管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

1 2-1 工程表

共通仕様書 1-19-2 「工程表の提出」に規定する工程表は様式-7のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
舗装補修工（東北自動車道）	切削オーバーレイ工、路面標示工、注意喚起溝工
舗装補修工（秋田自動車道）	切削オーバーレイ工、路面標示工、車線区分柵撤去設置工、注意喚起溝工
舗装補修工（釜石自動車道）	切削オーバーレイ工、路面標示工、車線区分柵撤去設置工、注意喚起溝工
北上江釣子 I C 駐車場	捨土掘削、盛土工、伐採工、路面標示工、簡易舗装工、撤去工
雑工	上記以外

1 2 - 2 履行報告

共通仕様書 1 - 1 9 - 3「履行報告」に規定する履行報告は様式 - 8 及び本特記仕様書 1 2 - 1「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を () で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3. 貸与品に関する事項

1 3 - 1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

貸与品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
規制標識、ワイヤレスサイレン、ロボット誘導員、標識車、ラバコーン	設計図による	1 式	北上管理事務所	工事期間中 (冬期休止期間除く)
警戒標識、標識ライトアップ照明、矢印板、防護車両、ラバコーン(点滅)、コーンカバー		—		
標識等安全施設		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 4. 残存物件に関する事項

1 4 - 1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件調書（様式 - 9）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡場所
防護柵	G r - A - 4 E	1 2	m	東和 I C 内プラ
標識柱	S T K ϕ 7 6 . 3 $\times$ 3 . 2	1	基	工事施工箇所
車線分離標	ラバーポール (H = 6 5 0)	3	基	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 4－2 残存物件の売却処分について

本特記仕様書 1 4－1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 5. 保安に関する事項

1 5－1 工事用車両の運行速度

一般道の人家連坦区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を順守するとともに、過積載の防止等法令を厳守するものとする。

1 5－2 工事用車両の区別

共通仕様書 1－2 5－2 「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図

東北自動車道 R9北上管内舗装補修工事 工 事 用 車 両 受注者名 (□□)
--

材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 5－3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 5－3－1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路(株)、KDD I (株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 5－3－2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関

する指導、監督を行わなければならない。

- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 5 - 4 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 5 - 5 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 5 - 6 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 5 - 7 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として北上管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。

1 5 - 8 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添-3「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。なお、工事用車両後退時の安全対策に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

1 5 - 9 保安に関する費用

本特記仕様書 1 5 - 2 「工事用車両の区別」、1 5 - 3 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」（試掘に関する費用は除く）、1 5 - 4 「飛散防止対策」、1 5 - 5 「工事に使用する移動用発電設備等に

ついて」、15-6「交通規制内の作業員の安全対策」、15-7「工事着手前安全検討会」、15-8「工事用車両後退時の安全対策」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

16. 環境保全に関する事項

16-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

16-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

16-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

16-4 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

17. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

17-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
18-(3) 簡易舗装工 切込砕石路盤工 (t = 20 cm)	再生クラッシャーラン	約 180 m ³	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	表層用再生加熱 アスファルト混合物	約 110 t	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)

(2) 受注者は前項(1)に示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-10)を行うものとする。

照会にあたり再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

- 1) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。
- 2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

17-2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
コンクリート塊 (無筋)	北上江釣子 I C	撤去工	約 3m ³	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊 (有筋)	北上江釣子 I C	撤去工	約 2m ³	
アスファルト・ コンクリート塊	本線施工箇所	切削オーバーレイ工	約 9,000t	
建設発生木材 (伐採木・除根材等)	北上江釣子 I C	伐採工	約 30 本	
建設発生土	北上江釣子 I C	捨土掘削	約 700m ³	本特記仕様書 8「自工 区外盛土場に関する事 項」による

(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (無筋)	(株)共同産業 共同リサイクルセンター	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根 街道下 49-3	50cm 角以下、 混入物不可
コンクリート塊 (有筋)	岩手グリーンアスコン(株)	岩手県奥州市水沢区水沢工業 団地 2-61	50cm 角以下、 混入物不可
アスファルト・ コンクリート塊	(株)ゴトウリサイクルプラント	岩手県奥羽市前沢字照井館 1-8	50cm 角以下、 混入物不可
	岩手グリーンアスコン(株)	岩手県奥州市水沢区水沢工業 団地 2-61	50cm 角以下、混入物不可、 夜間受入は事前協議
	前田道路(株) 一関合材工場	岩手県一関市真柴字藤後沢 70-4	40cm 角以下、 夜間受入は事前協議
	まるっとセンター いなせ	岩手県北上市稲瀬町 上台 648	50cm 角以下、 混入物不可
	成和建設(株)	岩手県花巻市金矢 5-26-1	40cm 角以下、 混入物不可
	伊東建設(株) リサイクルプラント	岩手県奥州市江刺玉里字巽沢 519-1	泥付着不可
建設発生木材 (伐採木・除根材等)	まるっとセンター いなせ	岩手県北上市稲瀬町 上台 648	土砂付不可
	(株)共同産業 共同リサイクルセンター	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根 街道下 49-3	土砂付不可

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 受注者は岩手県条例「循環型地域社会の形成に関する条例」に基づき届出を行うものとし、その写しを監督員に提出するものとする。

17-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

18. 部分使用に関する事項

18-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
交通規制のもとで施工された工事目的物	交通規制開放時	一般の用に供するため
北上江釣子IC第三駐車場	令和9年8月	関係者駐車場として利用するため

19. 現場環境改善に関する事項

19-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書5.に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	作業負荷の低減	
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書24-4「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策	
地域連携	社会貢献、地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

20. 工事用プレートに関する事項

- (1) 発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（ETC）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
東北自動車道 若柳金成IC～紫波IC間 秋田自動車道 北上JCT～横手IC間 釜石自動車道 花巻JCT～東和IC間	・アスファルト混合物、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去に関わる標識車、規制資材運搬車 ・質量20t以上の建設機械の運搬車 ・質量3t以上の建設機械の作業基地から現地までの運搬車

- (2) 工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式-11）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。
- (3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。
- (4) (1) に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。

21. 三者協議会に関する事項

21-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事に関する設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- 1) 北上江釣子ICの北上管理事務所新社屋工事に伴う駐車場設計

21-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「東北自動車道 R9 北上管内舗装補修工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

21-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 1－4 三者協議会の開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1－5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1－17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 2. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 8 年 7 月 東日本高速道路㈱）」を参考にする。なお、設計変更ガイドラインは N E X C O 東日本のホームページより入手が可能である。

2 3. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4. 工事に関する共通事項

2 4－1 技術提案に関する事項

2 4－1－1 技術提案の履行義務

契約締結前の調達手続中に受注者が提出した技術提案は履行義務が生じるものとし、原則として変更又は消滅は認めない。ただし、発注者が採用しないと通知した技術提案は履行してはならない。なお、受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議の上、取り扱いを定めるものとする。

契約締結後、技術提案の前提条件に影響を及ぼす事象が発生し、やむを得ず提案の履行が困難となるおそれがある場合には、受注者は速やかに監督員と協議する。協議の後、技術提案の変更又は消滅する場合は、監督員より工事打合せ簿にて通知する。

(1) 技術提案の消滅

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、受注者に責によらない事由により技術提案の履行が困難と認められた場合に限り、技術提案の履行義務を消滅することができるものとする。

(2) 技術提案の変更

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、変更提案の内容が合理的な理由でかつ当初の提案を下回らないと認められた場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。なお、技術提案の変更に要する費用の変更は原則行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・変更する合理的な理由に、設計図書等示された条件変更的要素を含む場合。

変更提案の内容については、共通仕様書「1-65 VE提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

24-1-2 技術提案の履行報告

受注者は、技術提案内容の履行が完了した際は、履行内容を取りまとめ監督員に報告する。また、履行途中であっても、共通仕様書「1-30 検査及び立会い」、「1-44 工事の出来形部分の確認及び検査」、「1-46 一部しゅん功検査」又は「1-50 中間技術検査」に示す検査において監督員又は検査員が履行状況の確認を求めた場合は、履行状況を報告しなくてはならない。

24-2 熱中症予防に係る対策費用

24-2-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施し現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

24-2-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

24-2-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

24-2-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

24-3 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

24-4 快適トイレ

24-4-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

24-4-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり必須ではない。

なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900 mm 以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

仕様等	内 容
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、証明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

2 4 - 4 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 4 - 4 - 4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで 57,000 円／基・月を上限とする。

また、対象数量の上限は男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2 4 - 5 クマ対策に係る費用

2 4 - 5 - 1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 4 - 5 - 2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罌

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

24-5-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

①クマ対策毎の実施数量及び実施期間

②実施状況が確認できる資料

③支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

24-6 社会情勢の変化に伴う費用の協議

24-6-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

24-6-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、23-6-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

24-6-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

25. 工事細部に関する事項

25-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

25-2 単価名称末尾の記号

単価表の項目末尾の記号は次のとおりとする。

単価表の項目の末尾	区分内容
(Y)	夜間作業（20時～翌6時）
記号なし	上記以外

※時間は交通規制時間を示す。

25-3 適用すべき諸基準

共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に以下を追加する。

- ・低速プロファイラの運用に関する補足資料（別添-2）
- ・高弾性上層路盤用混合物設計・施工管理要領（令和6年4月）
- ・ワイヤロープ式防護柵整備ガイドライン（案）（国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所）（令和6年4月）

25-4 捨土掘削

25-4-1 種別

共通仕様書2-6-1「定義」（3）に規定する捨土掘削の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
捨土掘削 土砂 A	1) 駐車場部における土砂（土質区分：土砂B）の掘削、積込み 2) 自工区外盛土場への運搬
捨土掘削 土砂（表土） A	1) 駐車場部における土砂（表土）（土質区分：土砂B）の掘削、積込み 2) 自工区外盛土場への運搬

2 5 - 5 盛土工

2 5 - 5 - 1 種別

共通仕様書 2 - 7 - 1 「定義」に規定する盛土工の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
盛土工 盛土工 A	購入材（クラッシャーラン C 4 0）を使用し、凍上抑制層の盛土を行うもの

2 5 - 6 アスファルト混合物

共通仕様書 1 3 - 5 - 3 「混合物」に下記を追加する。

(1) 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する骨材の配合設計粒度は、表 1 - 1 のとおりとする。

なお、使用する骨材の密度が 0. 2g/cm³ 以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表 1 - 1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26. 5	100
19. 0	95～100
13. 2	75～90
9. 5	65～83
4. 75	50～67
2. 36	37～53
0. 6	24～30
0. 3	16～24
0. 15	9～14
0. 075	7～10

(2) 配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下記のとおりとする。

表 1－2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料および配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	表 1－1 表 1－3
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注)	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回(3枚/回)	表 1－3
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回(2枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回(3個/回)	1.0×10^{-7} 以下

注) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の $100 \pm 1\%$ 以内とする。

表 1－3 基層用遮水性アスファルト混合物の品質基準

項 目	基準値
マーシャル安定度 (k N)	6以上
フロー値 (1/100cm)	15～40
空隙率 (%)	2～3
飽和度 (%)	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間 (%)	75以上
動的安定度 (回/mm)	1,000以上
平均はく離率 (%)	5以下
水密性 (透水係数) (cm/秒)	1.0×10^{-7} 以下

(3) マーシャル試験基準値

アスファルト混合物は、試験便覧B008（アスファルト混合物の密度試験方法）により試験したとき「舗装施工管理要領」に示す性質を有するものでなければならない。

(4) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は「舗装施工管理要領」によらず表 1－5 のとおりとする。

表 1－4 基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各2個/1回
	混合条件	アスファルト量	—	3点/1配合
		混合量，混合時間および温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回/1 配合 As量3点で標準、水浸各3個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置 又は試験便覧 G005、G028による	出荷ごと全バッチ (1回/1配合、2個/1回)
		ホイールトラッキング試験 注1)	試験便覧 B003	1回/1配合
		透水係数 注2)	試験便覧 B017T 注3)	1 回/1 配合 (3個/回)
		水浸ホイールトラッキング試験 注2)	試験法 244	1 回/1 配合 (2枚/回)

注1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の $100 \pm 1\%$ 以内とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にてそれぞれ作製し、各々指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、「舗装施工管理要領」Ⅱ建設工事関係 1－1 (3) (b) (ii) に従って行う。

2 5－7 アスファルト舗装改良工

2 5－7－1 種別

共通仕様書 1 3－8－4 「種別」に下表を追加する。

種 別	区分内容
切削オーバーレイ工 A 1	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物を 4 cm の厚さで舗設するもの。
切削オーバーレイ工 C 2	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高弾性上層路盤用混合物を厚さ 1 8 cm の厚さ、基層用遮水性アスファルト混合物を 6 cm の厚さ及び高機能舗装Ⅱ型用混合物を 4 cm の厚さで舗設するもの。

2 5－7－2 材料及び基準

(1) 共通仕様書 1 3－8－5 「材料及び基準」に規定する、アスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は次のとおりとする。

なお、高機能舗装用混合物におけるカンタプロ試験供試体温度は -20°C とする。

混合物の種類	アスファルトの種類	標準 アスファ ルト量	骨材配合 設計粒度	供試体の 突固め回 数	密度 (t/m ³)
高機能舗装Ⅱ型用 混合物	改質アスファルト (寒冷地域用)	5.3%	最大粒径 13 mm	両面 50 回	2.378
基層用遮水性 混合物	改質アスファルト (一般地域用)	5.2%	最大粒径 20 mm	両面 75 回	2.387
高弾性上層路盤用 混合物	ストレートアスファルト 60～80 (添加剤入)	5.5%	最大粒径 20 mm	両面 50 回	2.392

※アスファルトの種類に記載している（一般用）及び（寒冷地域）とは、「設計要領第一集舗装保全編」3-5-2 表3-2-2「改質アスファルトの性状」に示す、「一般地域用」及び「寒冷地域Ⅰ・Ⅱの表層用」の区分。

(2) 下表の混合物について、これまでの配合実績を参考として以下に示す。なお、記載している事項については配合を指定するものではない。

(単位：％)

種 別	5号 砕石	6号 砕石	7号 砕石	粗目 砂	中目 砂	細目 砂	石 粉	計	A s 量	
									ストレート アスファルト +添加剤	改質 アスファルト
高機能Ⅱ型用混合物	—	67.1	7.9	6.9	—	7.1	11.0	100.0	—	5.3
基層用遮水性アス ファルト混合物	18.6	23.0	9.8	29.9	—	9.8	8.9	100.0	—	5.2
高弾性上層路盤用混 合物	23.0	29.0	12.0	12.0	12.0	5.5	6.5	100.0	5.5	—

25-7-3 プラント

共通仕様書13-5-4「プラント」に下記を追加する。

(3)「舗装施工管理要領」に規定する「付録—2プラント管理試験方法 2.プラント計画」に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は、土木工事共通仕様書1-30-2「監督員の検査権等」に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、主任（監理）技術者等が立ち会うものとする。

25-7-4 試験舗装

共通仕様書 13-8-7 「試験舗装」に規定する試験舗装の混合物の種類及び場所は次のとおりとする。なお、混合物の種類、厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合はアスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

混合物の種類	予定面積	実施予定場所	単価表の項目	摘要
高弾性上層路盤用混合物 試験舗装厚さ 18cm	約150m ²	一関IC 内プラザ	切削オーバーレイ工 C2	2層施工 (9.0cm×2層)

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（混合物の種類、面積、場所など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

25-7-5 舗装廃材の処理

共通仕様書 13-8-10 「舗装廃材の処理」に規定する舗装廃材の処理場所は、次のとおりとする。

単価表の項目	舗装廃材の処理場所
切削オーバーレイ工 A1	再資源化施設への搬出
切削オーバーレイ工 A1 (Y)	
切削オーバーレイ工 C2	

25-7-6 支払

共通仕様書 13-8-16 「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
13-(10)	切削オーバーレイ工	
	A1	m ²
	A1 (Y)	m ²
	C2	m ²

25-8 防護柵撤去設置工

25-8-1 種別及び発生材の処理

共通仕様書 15-8-2 「種別及び発生材の処理」は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
防護柵撤去設置工 ガードレールGr-C-2B	自工区外盛土場近傍の市道 小林中央環状線に設置してある既設ガードレールを撤去し、工事施工箇所へ仮置き後、元の位置に再設置するもの。

なお、撤去した既設ガードレールについて、撤去時の破損等により再利用が出来ない材料が発生した場合は、監督員と協議のうえその指示に従うものとする。

25-8-2 支払

共通仕様書15-8-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15-(10)	防護柵撤去設置工 ガードレール Gr-C-2B	m

25-9 標識工

25-9-1 反射式標識板工

25-9-1-1 種別

共通仕様書16-3-3(2)に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
反射式 A(R)	既設反射式案内標識板の一次撤去、再設置を行うもの。 (ボルト・ナット等は新材)

25-9-1-2 支払

共通仕様書16-3-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(5)	標識板 反射式 A(R)	m ²

25-10 路面標示工

25-10-1 種別

共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示 J I S 規格型 D 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。
路面標示 J I S 規格型 D 1 (P)	白色	北上江釣子 I C 駐車場部において、レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、北上江釣子 I C 駐車場部にレーンマークを施工するものをいう。

25-10-2 施工

仮路面標示工を実施した場合、本特記仕様書10-1「作業抑制期間」に示す作業抑制期間前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。

25-10-3 支払

共通仕様書16-4-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 6 - (7)	路面標示工	
	路面標示 J I S 規格型 A 1 (Y)	m2
	路面標示 J I S 規格型 A 2 (Y)	m2
	路面標示 J I S 規格型 B 1 (Y)	m2
	路面標示 J I S 規格型 D 1	m2
	路面標示 J I S 規格型 D 1 (P)	m2
	路面標示 J I S 規格型 D 1 (Y)	m2

2 5 - 1 1 標識撤去工

2 5 - 1 1 - 1 種別及び発生材の処理

共通仕様書 1 6 - 1 2 - 2 「種別及び発生材の処理」は次のとおりとする。

単価表の項目	内 容	発生材の処理方法
標識柱撤去工 標識柱 D 1	鋼管 単柱埋込み式の標識柱を撤去するもの。	工事施工箇所に仮置きするもの

2 5 - 1 1 - 2 施工

標識撤去工の施工は、撤去作業時に本体構造物に損傷を与えないように施工するものとする。

発生材処理に当たっては、本特記仕様書 1 4 「残存物件に関する事項」に基づき適切に行うものとする。

2 5 - 1 1 - 3 支払

共通仕様書 1 6 - 1 2 - 4 「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 6 - (2 3)	標識柱撤去工 標識柱 D 1	基

2 5 - 1 2 敷砂利工及び簡易舗装工

2 5 - 1 2 - 1 材料

共通仕様書 1 8 - 5 - 2 (3) に規定する切込碎石路盤工及び 1 8 - 5 - 2 (4) に規定する加熱アスファルト表層工に用いる材料の種類は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 2 0 cm)	再生クラッシャーラン 4 0
簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	再生アスファルト混合物 (2 0) (密粒度)

2 5 - 1 3 縁石工

2 5 - 1 3 - 1 種別

共通仕様書 1 8 - 6 「縁石工」の規定に、以下を追加する。

単価表の項目	区分内容
車止め縁石	製品高 12 cm の工場製コンクリート縁石をアスファルト舗装上に設置するもの。

25-13-2 支払

共通仕様書 18-6-5 「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
18-(4)	縁石工 車止め縁石	個

25-14 コンクリートシール工

25-14-1 施工

共通仕様書 18-10-2 「施工」に、以下の項目を追加する。

(3) コンクリートシール工の基面整形は行わないものとする。

25-14-2 支払

共通仕様書 18-10-4 「支払」を、以下のとおりとする。

コンクリートシール工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの運搬、打込み、仕上げ、被膜養生、充てん材、目地材等コンクリートシール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

25-15 交通規制工

25-15-1 種別

共通仕様書 19-3-2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	内 容
本線閉鎖規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、設計図書に示す夜間通行止め実施に伴い、東北自動車道 北上・花巻 JCT Bランプ・Dランプの閉鎖を行うものをいう。
通行止め規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、設計図書に示す夜間通行止め実施に伴い、秋田自動車道（北上西 IC）における本線閉鎖、ONランプ・平面交差部の物理閉鎖及び高速道路区域内での振分規制を行うものをいう。
通行止め規制 B	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、設計図書に示す夜間通行止め実施に伴い、釜石自動車道（花巻空港 IC）における本線閉鎖、ONランプの物理閉鎖を行うものをいう。
通行止め規制 C	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、設計図書に示す夜間通行止め実施に伴い、釜石自動車道（東和 IC）における本線閉鎖、ONランプの物理閉鎖及び高速道路区域内での振分規制を行うものをいう。

単価表の項目	内 容
その他規制（駐車場）	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、設計図書に示す北上江釣子 I C におけるランプ等の規制を行うものをいう。

2 5 - 1 5 - 2 施工内容及び規制時間

共通仕様書 1 9 - 3 - 2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の 工事内容	規制時間 (拘束時間(※ 1))	備考
車線規制 D 1	東北自動車道 上下線 一関IC～花巻IC (1 5 ～ 7 0 千台/日未満)	事前コア採取工	6:00～12:30 (4:30～13:30)	
車線規制 E 1	東北自動車道 上下線 一関IC～花巻IC (1 5 ～ 7 0 千台/日未満)	事前コア採取工	6:00～09:30 (4:30～10:30)	
連続車線規制 C 3 (昼夜)	東北自動車道 上下線 一関IC～花巻IC (1 5 ～ 7 0 千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	規制設置日 06:00～24:00 中間日 1 日間 規制撤去日 00:00～16:00 (規制設置日 4:30～ 規制撤去日 17:00) 施工可能時間 各日07:00～17:00 規制撤去日07:00～14:30	連続規制総日 数(3日間)
連続車線規制 C 4 (昼夜)	東北自動車道 上下線 一関IC～花巻IC (1 5 ～ 7 0 千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	規制設置日 06:00～24:00 中間日 2 日間 規制撤去日 00:00～16:00 (規制設置日 4:30～ 規制撤去日 17:00) 施工可能時間 各日07:00～17:00 規制撤去日07:00～14:30	連続規制総日 数(4日間)

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の 工事内容	規制時間 (拘束時間(※1))	備考
連続車線規制 D2(昼夜)	東北自動車道 上下線 一関IC～花巻IC (15～70千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	規制設置日 06:00～24:00 規制撤去日 00:00～14:00 (規制設置日 4:30～ 規制撤去日 15:00) 施工可能時間 各日07:00～17:00 規制撤去日07:00～12:30	連続規制総日 数(2日間)
連続車線規制 D4(昼夜)	東北自動車道 上下線 一関IC～花巻IC (15～70千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	規制設置日 06:00～24:00 中間日2日間 規制撤去日 00:00～14:00 (規制設置日 4:30～ 規制撤去日 15:00) 施工可能時間 各日07:00～17:00 規制撤去日07:00～12:30	連続規制総日 数(4日間)
本線閉鎖規制 A(Y)	東北自動車道 上下線 北上・花巻JCT (15～70千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	20:00～翌6:00 ※事前規制開始時刻 19:40～ (18:10～翌7:30)	秋田自動車道 北上JCT～北上 西IC及び釜石自 動車道 花巻 JCT～花巻空港 ICの夜間通行止 め時に実施
通行止め規制 A(Y)	秋田自動車道 上下線 北上JCT～北上西IC (15千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	20:00～翌6:00 (19:00～翌6:45)	
通行止め規制 B(Y)	釜石自動車道 上下線 花巻JCT～花巻空港IC 花巻空港IC～東和IC (15千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	20:00～翌6:00 (19:00～翌6:45)	
通行止め規制 C(Y)	釜石自動車道 上下線 花巻空港IC～東和IC (15千台/日未満)	切削オーバーレイ工 路面標示工 注意喚起溝工	20:00～翌6:00 (19:00～翌6:45)	

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の 工事内容	規制時間 (拘束時間(※1))	備考
その他規制 (駐車場)	東北自動車道 北上江釣子IC E・Fランプ	撤去工 工場製コン クリート縁石 B 伐採工	09:00～17:00 (08:30～17:30)	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

- ① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、規制機材設置（移動含む）から規制機材撤去（移動含む）を示す。
- ④ 交替制による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要となる労力については交通規制工に含むものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- ⑤ 連続車線規制の場合、日々の施工終了時に供用車線との段差は10cm以内としなければならない。

25-15-3 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、連続車線規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

25-15-4 規制巡回

規制巡回とは、規制保守時間において、規制実施区間の予告規制標識等規制機材設置状況の監視・巡回等を行い適切に管理することをいう。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

25-15-5 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

25-15-6 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

25-15-7 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

25-15-8 予備用機械の配置について

受注者は、機械の故障等により通行止め解除時間を遅らせてはならない。そのため、下表に示す予備用機械を準備するものとし、配置場所を施工計画書に記載するものとする。なお、予備用機械にかかる費用は交通規制工の契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、故障等により予備用機械を使用した場合は監督員に報告するものとし、現場内の移動に要する費用は別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

機械名	規格	台数	備考
アスファルト フィニッシャ	ホイール型 (2.4～6.0m)	1	単価項目「通行止め規制 A・B」に 含む

25-15-9 支払

共通仕様書 19-3-5 「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	車線規制 D 1	回
	車線規制 E 1	回
	連続車線規制 C 3 (昼夜)	回
	連続車線規制 D 2 (昼夜)	回
	連続車線規制 D 3 (昼夜)	回
	連続車線規制 E 4 (昼夜)	回
	本線閉鎖規制 A (Y)	回
	通行止め規制 A (Y)	回
	通行止め規制 B (Y)	回
	通行止め規制 C (Y)	回
	その他規制 (駐車場)	回

25-16 交通保安要員

25-16-1 種別

(1) 共通仕様書 19-4-2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における 交代要員 (※1)	備考
交通監視員 A 1	9:00～17:00 (8:30～17:30)	有	
交通誘導警備員 A 1	20:00～翌 6:00 (19:00～翌 6:30)	有	
交通誘導警備員 B 1	21:00～翌 4:30 (20:00～翌 5:00)	有	
交通誘導警備員 B 2	21:00～翌 4:30 (20:00～翌 5:00)	無	
交通誘導警備員 B 3	9:00～17:00 (8:30～17:30)	有	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通

保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

単価表の 項 目	配置場所		配置 人数	休憩時間における交代 要員 (※1)	配置期間
交通監視員 A 1	北上江釣子 IC E・F ランプ	規制箇所	2 人	1 人	交通規制実施の 都度
交通誘導警備員 A 1	県道 296 号花巻空港 インター線	料金所振 分け	1 人	1 人	交通規制実施の 都度
交通誘導警備員 B 1	秋田自動車道 北上 JCT～北上西 IC 釜石自動車道 花巻 JCT～東和 IC	施工箇所	1 人	1 人 (※2)	交通規制実施の 都度
交通誘導警備員 B 2	秋田自動車道 北上 JCT～北上西 IC 釜石自動車道 花巻 JCT～東和 IC	車線区分 柵開口箇 所	2 人		交通規制実施の 都度
交通誘導警備員 B 3	市道 小林中央環状線	規制箇所	1 人	1 人	交通規制実施の 都度

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

(※2) 交通誘導警備員 B 1 に含まれる交代要員は、交通誘導警備員 B 2 の交代要員も兼ねるものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 5 - 1 6 - 2 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

2 5 - 1 6 - 3 交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2 5 - 1 6 - 4 支払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19 - (2)	交通保安要員	
	交通監視員 A 1	人・日
	交通誘導警備員 A 1 (Y)	人・日
	交通誘導警備員 B 1 (Y)	人・日
	交通誘導警備員 B 2 (Y)	人・日
	交通誘導警備員 B 3	人・日

25-17 注意喚起溝工

25-17-1 定義

注意喚起溝工とは、設計図書及び監督員の指示に従って通行車両の車線逸脱防止を目的に舗装表面に凹形状の溝を施工するものをいう。

25-17-2 種別

注意喚起溝工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
注意喚起溝工 A	表層舗装施工時に側帯部に凹形状の溝を施工するもの。

25-17-3 施工

注意喚起溝工 A の施工は、凹形状の溝ができるように機械等により施工を行うものとし、設計図書に示す平面形状が確保されるよう施工を行うものとする。

25-17-4 数量の検測

注意喚起溝工の数量の検測は、路面標示延長方向の設計数量 (m) で行うものとする。

25-17-5 支払

注意喚起溝工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、注意喚起溝工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特 - (1)	注意喚起溝工	
	A	m
	A (Y)	m

25-18 車線区分柵撤去設置工

25-18-1 定義

車線区分柵撤去設置工とは、設計図書または監督員の指示に従い車線区分柵(ワイヤーロープ)を撤去し、再設置することをいう。

25-18-2 種別

車線区分柵撤去設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
車線区分柵撤去設置工 A (Y)	開口部を設置するため、1箇所20m程度ワイヤーロープの撤去設置を行うもの

25-18-3 施工

車線区分柵撤去設置工の施工は、夜間通行止め開始の際に決められた箇所の既設ワイヤーロープ及び支柱を撤去することで開口部を設置し、夜間通行止め終了時にその開口部を復旧するものとする。

なお、開口部設置前及び復旧後に張力計で張力を確認するものとし、張力はワイヤーロープ式防護柵整備ガイドライン（案）（国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所）の規定によるものとする。

25-18-4 数量の検測

車線区分柵撤去設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

25-18-5 支払

車線区分柵撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う中間ターンバックル・中間支柱の撤去設置、ワイヤーロープの仮止め等車線区分柵撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（2）	車線区分柵撤去設置工 A (Y)	箇所

25-19 事前コア採取工

25-19-1 定義

事前コア採取工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装補修工事において施工開始前に上層路盤の損傷状況を確認するために行うコア採取のことをいう。

25-19-2 種別

事前コア採取工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	標準舗装厚
事前コア採取工 A	既設舗装の損傷部においてコア採取を行い、コア採取孔を基層用遮水性アスファルト混合物で復旧するもの。	t = 28cm

25-19-3 施工及び報告

(1) コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験法に基づき、舗装表面から上層路盤（アスファルト安定処理混合物層）の下面までφ10cmのコアを採取するものとする。

- (2) コア採取孔は、表装用アスファルト混合物（タイプA）で埋め戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。
- (3) コア採取結果の報告については、様式は自由様式とするが、変状の部位及び状態等が確認できるように取りまとめ、監督員に報告するものとする。

25-19-4 数量の検測

事前コア採取工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

25-19-5 支払

事前コア採取工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装のコア削孔、アスファルト混合物による埋戻し等事前コア採取工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な経費で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（3）	事前コア採取工	
	A	本

25-20 撤去工

25-20-1 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、工事に支障となる既設構造物等の撤去を行うことをいう。

25-20-2 種別

撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図に示す記号
撤去工 防護柵 ガードレール	防護柵を撤去し、東和IC内プラへ運搬・仮置きするもの	Gr-A-4E撤去
撤去工 車線分離標 ラバーポール	車線分離標（ラバーポールH=650mm）を撤去し、工事施工箇所へ仮置きするもの	ラバーポール撤去
撤去工 工場製コンクリート縁石 B	工場製コンクリート縁石を撤去し、再資源化施設へ搬出・処分するもの	PCC-B撤去
撤去工 進入防止バリケード	進入防止バリケードを撤去し、再資源化施設へ搬出・処分するもの	進入防止バリケード撤去
撤去工 コンクリート構造物（花壇）	コンクリート構造物（花壇）を撤去し、再資源化施設へ搬出・処分するもの	花壇撤去

※仮置き場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

25-20-3 施工

撤去工により撤去した材料の引渡し場所は、本特記仕様書 14-1「発生する残存物件と引き渡し方法」および 16-1「建設副産物の活用」に基づき適正に行うものとする。なお、撤去から引渡しまでの間、撤去位置に近接した範囲に散逸することのないような措置をして仮置きするなど、隣接及び周辺に影響及び危険がおよばないよう細心の注意を払うものとする。

25-20-4 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量(m・基及びm³)で行うものとする。

25-20-5 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ 1 m・1 基及び 1 m³ あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、仮置き場への運搬・処分等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	撤去工	
	防護柵 ガードレール	m
	車線分離標 ラバーポール	基
	工場製コンクリート縁石 B	m
	進入防止バリケード	m
	コンクリート構造物（花壇）	m ³

25-21 伐採工

25-21-1 定義

伐採工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、行う立木等の伐採、切断、集積を行うことをいう。

25-21-2 種別

伐採工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
伐採工 A	独立木等の伐採・切断・集積を行うもの
伐採工 B	寄植等の伐採・切断・集積を行うもの

25-21-3 施工

伐採工の施工は、伐採等の場所・本数及び面積を測定し、監督員に報告した上で伐採を行うものとする。なお、本特記仕様書 17-2「建設副産物の処理方法に関する事項」に示す再資源化施設への運搬及び処分に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

25-21-4 数量の検測

伐採工の数量の検測は、設計数量(本又は m²)で行うものとする。

25-21-5 支払

伐採工の支払は、前項の規定に従って検出した数量に対し、それぞれ1本又は1m²あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う伐採等伐採工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（5）	伐採工	
	A	本
	B	m ²

25-22 路面標示消去工

25-22-1 定義

路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。

25-22-2 種別

路面標示消去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路面標示消去工 A	既設路面標示を消去するもの（削り取り式）

25-22-3 数量の検測

路面標示消去工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

25-22-4 支払

路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路面標示消去工に要する廃材処理の運搬・処理・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（6）	路面標示消去工	
	A	m ²

25-23 試掘工

25-23-1 定義

試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、光通信ケーブル等埋設物の位置を把握するため、人力掘削により行うことをいう。

25-23-2 種別

試掘工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
試掘工 A	工事箇所において、作業実施前に埋設されている光通信ケーブル等の位置を把握するため、人力による試掘を行うもの。（0.288m ³ /箇所）

25-23-3 施工

試掘工の施工は、次のとおりとする。

- （1）試掘の実施にあたって、監督員及び光通信ケーブル等損傷事故防止監理者による立会のもと行うものとする。
- （2）人力掘削、養生及び人力埋戻しにあたっては、ケーブルに損傷を与えないよう慎重かつ丁寧に行うものとする。
- （3）試掘の結果は、工事完了までケーブルの位置及び深さ等が現場で確認できるような措置を講ずるものとし、施工計画書に明記するものとする。

25-23-4 数量の検測

試掘工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

25-23-5 支払

試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、土のうによる埋設管（ケーブル）の養生、土のう撤去、人力埋戻し等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	試掘工	
	A	m ³

25-24 路上作業安全講習

25-24-1 定義

路上作業安全講習とは、路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

25-24-2 路上作業安全講習の内容

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- （1）受講者数 1回あたり50人以内
- （2）講師 (株)ネクスコ・パトロール東北 社員
- （3）費用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- （4）実施日 別途監督員より指示
- （5）講習場所 別途監督員より指示
- （6）受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- （7）内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用 方法、旗振り及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書 1－25－1（5）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等を含めないものとする。

25－24－3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- （1）交通規制内で作業を行う者
- （2）交通規制出入り口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- （3）主任（監理）技術者
- （4）保全安全管理者

25－24－4 路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

25－24－5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

25－24－6 支払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（8）	路上作業安全講習	回

25－25 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費	自工区外盛土場（釜石自動車道 矢沢盛土場）の進入路に設置していた敷鉄板の運搬に要する費用をいう。

【準備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用進入路設置撤去費	自工区外盛土場（釜石自動車道 矢沢盛土場）の進入路に敷鉄板の設置・撤去に要する費用をいう。

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
試験舗装費	良好なアスファルト表層工等を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。

2 6．補足事項

2 6－1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者との協議して定めるものとする。

- （１）交通管理者および道路管理者との協議に伴う交通規制時間及び種別の変更
- （２）交通管理者との協議に伴う交通規制工における規制材設置及び交通誘導の追加

2 6－2 工事記録の作成及び提出について

- （１）共通仕様書 1－5 1－2 「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和 8 年 7 月版とする。
- （２）受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式－1 2）」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- （３）工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

2 6－3 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2 6－4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- （１）非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- （２）発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- （３）負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

監督員
_____ 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____ 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

標記工事について、特記仕様書「3. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

標記工事について、特記仕様書「3. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工 期

1) 当初工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日
2) 変更工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日

4. 協議額

¥ 円

(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

標記工事について、工法変更指示書N o. ○○○に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以 上

様式－4 別添

材料調達変更計画書

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等 No.	調達年月日	調達数量	調達単価	資材調達金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) × (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	東北自動車道 R9北上管内舗装補修工事
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算CO₂排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■L/hの削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減されるCO₂排出量(t) = ■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO₂排出係数(t/GJ) = ★★t	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

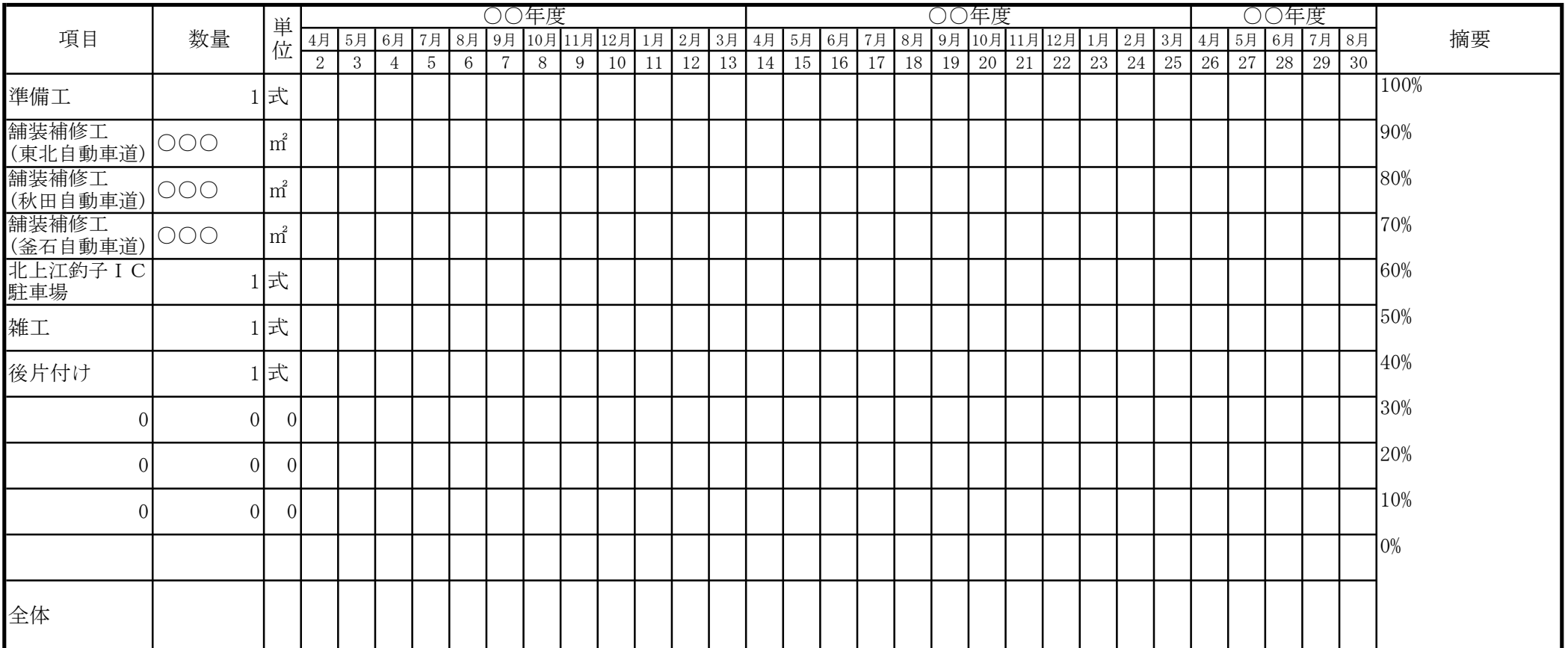
（注）Kcube2による提出とする。

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP)

至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP)

至) 年 月 日 (〇〇〇日)



令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事
受 注 者 ○○株式会社
現 場 代 理 人 ○○ ○○
契 約 金 額

工期 自) 年 月 日 (○○○日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
後片づけ							
全体							

残存物件調書

1. 工事名 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事
2. 工事等場所
3. 引渡年月日
4. 発生原因

5. 品名及び数量

品名	材質（規格等）	概算数量 (本・kg・m)	摘要
合計			

以上のとおり残存物件が発生したので調書を提出します。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

1. 原因別に一葉ずつ作成する。
2. 写真を添付する
3. K-cube2による提出とする。

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管 理 責 任 者 〇 〇 〇 〇 殿

会社名 〇〇株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報
提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 東北自動車道 R9北上管内舗装補修工事
2. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 発注者： 東日本高速道路(株) 東北支社 北上管理事務所
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量 (m³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供を
お願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
会社名：
TEL：
FAX：
担当：

以 上

(別記様式)

宛先：〇〇建設株式会社

〇〇リサイクルセンター 〇〇工場
担当者：〇〇 〇〇

再生資材の供給可能量の情報提供について（〇月〇日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m ³ ）	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m ³
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度アスファルト混合物 13 F		舗装再生便覧による		

添付資料 品質証明書

監督員 _____ 殿

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

工事名 東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事

プレート番号	使用日（通常業務：○ 緊急業務：△ その他：□）																															プレートの保管場所	備考	
	日曜	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水		(施錠がされていれば○、されていなければ×を記載)
例) 1111111111111111	/	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	□		○	○	○	現場事務所金庫（○）	○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路(株) 東北支社		
工事件名	東北自動車道 R 9 北上管内舗装補修工事		
No.	工種名	工事情報 (テーブル名)	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱〇〇支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱〇〇工事事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。
また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日

の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平たん性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

平成 年 月 日

殿

受注者

現場代理人

印

低速プロファイラ使用確認願

工事名)

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名

製造会社名) ○○

機種型式) ○○

製造番号) ○○

2. 添付書類

- ・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写） 各 1 部

以上

様式ー2

試験法ー付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法
-------------	-----------------

製造会社名	機種型式	製造番号
測定年月日	測定者	舗装種別

IRI精度評価値		試験プロファイル														平均	プロファイラ性能評価値		試験プロファイル														平均
		往路						復路						往路						復路													
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目				3回目	4回目	5回目	6回目											
基準プロファイル (移植性性能値)		水準																															
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目																															
		2回目																															
		3回目																															
		4回目																															
		5回目																															
		6回目																															
	復路	1回目																															
		2回目																															
		3回目																															
		4回目																															
		5回目																															
		6回目																															

距離測定精度		距離測定				
		延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回	
基準長						
測定長	往路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	復路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	全回平均					

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=		－	
	=			

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇	機種型式	〇〇〇	製造番号	〇〇〇
測定年月日	〇〇〇	測定者	〇〇〇	舗装種別	〇〇〇

IRI精度評価値		試験プロファイル												平均	プロファイル性能評価値		試験プロファイル												平均							
		往路						復路									往路						復路													
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目				1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目														
基準プロファイル (移植性性能値)		水準	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	基準プロファイル (移植性性能値)		水準	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962					
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970							0.988	試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951							0.968					
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990																												
		3回目				0.980	0.990	0.990															0.960	0.970	0.970											
		4回目					0.990	0.980																0.970	0.960											
		5回目						0.990																	0.970											
		6回目																								0.970										
	復路	1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970				0.968	復路	1回目								0.970	0.960	0.980		0.970	0.951			
		2回目									0.990	0.990	1.000	0.990															0.970	0.970		0.980	0.970			
		3回目										0.980	0.990	0.990																0.960		0.970	0.970			
		4回目											0.990	0.980																		0.970	0.960			
		5回目												0.990																		0.960	0.970			
		6回目															0.990																0.960	0.970		

距離測定精度		距離測定				
		延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回	
基準長		240.000				
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
全回平均				0.06%	99.94%	

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=	0.982	×	0.988
	=	0.970		(97.0%)
プロファイル性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=	0.962	×	0.968
	=	0.931		(93.1%)
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=	1	－	0.06%
	=	99.94%		

様式第〇号

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名） _____

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記1～3以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり 【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注3）Kcube2 による提出とする。